

令和5年9月定例会 県土整備委員会（付託）

令和5年9月28日（木）

〔委員会の概要 危機管理環境部関係〕

山西委員長

休憩前に引き続き委員会を開会いたします。（11時32分）

これより危機管理環境部関係の審査を行います。

危機管理環境部関係の付託議案については、さきの委員会において説明を聴取したところではありますが、この際、理事者側から報告事項があればこれを受けることにいたします。

【報告事項】

- 徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況について（資料1）
- 徳島県環境基本計画の改定について（資料2）
- 徳島県GX推進計画（仮称）の策定について（資料3）
- 生物多様性とくしま戦略の改定について（資料4）

平井危機管理環境部長

この際、4点御報告申し上げます。

資料1を御覧ください。

徳島県立南部防災館に係る指定管理者の応募状況についてでございます。

まず、1、募集スケジュールにございますとおり7月25日から県のホームページに募集の概要を公表するとともに、希望者に対し募集要項を配付し、指定管理者の公募に必要な手続を順次行ったところであり、去る9月26日の申請書類の受付終了までに、2、応募状況に記載のとおり1団体から申請がございました。

今後、指定管理候補者選定委員会における審査を経て、10月中旬に候補者を選定し、11月定例会に議案として提出いたしたいと考えております。

続きまして、資料2から資料4についてでございます。

本県の主要な環境関連計画が令和5年度で終期を迎えることから、これを進化への好機と捉え、県民が主役となって進める環境施策の羅針盤として、また、県版骨太の方針の具現化策として、各計画について今年度中に改定、又は新計画への統合を行うものでございます。

まず、資料2を御覧ください。徳島県環境基本計画の改定についてでございます。

本県では、令和元年7月に本県の環境に関する将来像を示し、その実現に向けた方向性を明らかにした第3次徳島県環境基本計画を策定しておりまして、環境に関する施策の総合的な推進に努めてまいりましたところ、今年度が計画最終年度となりますことから、国内外の情勢変化を的確に捉えるとともに、持続可能な社会の構築に向けて計画を改定することとしております。

計画の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年としております。次期計画の特徴といたしましては、美しい環境を守り、継承しながらサステナブルな新しい暮らしが実

現した徳島を目指し、県民が主役となって進める持続可能な社会の構築を基本コンセプトに掲げてまいります。

その上で、三つの新たな重点戦略として、一つ目、かえる、暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開、二つ目、めぐる、全てがめぐる持続可能な循環型社会の構築、三つ目、まもる、地域でまもる生物多様性の継承を掲げるとともに、県民主役を共通取組としてまいります。

続きまして、資料3を御覧ください。

徳島県GX推進計画、仮称ですが、この策定についてでございます。

本県ではこれまで、2030年度温室効果ガス排出量2013年度比で50パーセント削減、2050年カーボンニュートラルの実現を掲げ、自然エネルギーの最大限導入や吸収源対策の強化などに積極的に取り組んできたところであります。

脱炭素社会の実現には、ソフト、ハード両面での取組を進化させることが不可欠でありまして、持続可能な徳島新時代を県民目線、現場主義で築いていくため、本年2月定例会や6月定例会での御論議を踏まえ、本県の脱炭素に関連する5計画を統合し、新たなGX推進計画を策定するものです。

計画の特徴といたしましては、持続可能な新しい暮らしの実現を目指しまして、県民が主役となって進める持続可能な社会の構築を基本コンセプトに掲げ、かえる、暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開、地域・暮らしの脱炭素トランジションの促進を重点戦略とし、策定することとしております。

五つの計画の一本化によりまして、県民の皆様にも県の脱炭素関連施策を体系的、かつ、より分かりやすくお示しし、効果的な施策展開を図ってまいります。

続きまして、資料4を御覧ください。

生物多様性とくしま戦略の改定についてでございます。

本県では、県内における生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する計画等を定めた生物多様性とくしま戦略を平成25年10月に策定し、人と自然との調和を目指した仕組みづくりに取り組んでまいりました。

現行の戦略が今年度に期間の終期を迎えるため、これまでの成果と課題や、国内外の動向を踏まえ、戦略を改定することとしております。

新しい戦略の期間は、令和6年度から令和10年度までの5か年としております。次期戦略の方向性といたしましては、大きく五つの柱立てとしており、まず一つ目に、自然と生き物に優しくエシカルに暮らす。二つ目に、生物多様性の損失や生態系の劣化を阻止する。三つ目に、良好な生態系の保全と劣化した生態系の回復を推進する。四つ目として新たに自然を活用して社会課題解決を推進する。例えば、地域の自然を強みとして生かすエコツーリズムを通じた地域活性化をはじめ、具現化策につなげてまいります。そして五つ目は、生物多様性や生態系を守り、持続的に活用する仕組みを作ることとし、このような新たな方向性のもとで、鋭意策定作業を進めてまいります。

今後、環境基本計画をはじめ、3計画とも有識者や専門家により構成される環境審議会での御検討や、県議会での御論議を踏まえるとともに、パブリックコメントを実施し、本年度中の策定を目指してまいります。

報告事項は以上でございます。

御審議賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

山西委員長

以上で報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

先ほど、徳島県環境基本計画、生物多様性とくしま戦略の改定及び徳島県GX推進計画(仮称)の策定に関する報告がありましたが、3計画それぞれの役割、また、3計画の関係性についてもう少し詳しく教えていただきたいと思います。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員から、御説明させていただきました3計画の役割、関係性等につきまして御質問を頂いております。

徳島県環境基本計画につきましては環境関連計画の上位計画に位置付けられておりまして、生物多様性とくしま戦略、また、仮称でございますが、GX推進計画につきましては、この環境基本計画に基づきまして、具体的な施策を展開するための個別及び実行する計画でございます。

それぞれの役割でございますが、まず、徳島県環境基本計画につきましては、環境の保全及び創造に関する長期的な目標及び施策の大綱を定めるものでございまして、本県の環境に関する将来像とその実現に向けました基本的な目標や方策をお示しするものでございます。

次に、GX推進計画につきましては、環境基本計画の重点戦略の一つでございます、かえる、暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開を具現化するものといたしまして、気候変動対策推進計画緩和編、同じく適応編、それから、徳島県版脱炭素ロードマップなど、五つの脱炭素に関連した計画を統一、一元化した新たな計画でございます。

最後に、生物多様性とくしま戦略につきましては、環境基本計画の重点戦略の一つでございます、まもる、地域でまもる生物多様性の継承を具現化するものでございまして、生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関する基本的な計画となるものでございます。

原委員

3計画の役割や関係性については分かりました。

徳島県環境基本計画は環境関連の各計画の上位計画とのことであり、この計画が本県の環境施策の基本であり指針であることかと思えます。

そこで、環境基本計画についてお聞きしたいのですが、年々影響が深刻化する気候変動に対し、近年国における2050年カーボンニュートラル宣言やグリーン成長戦略など、国もその取組について加速しております。

本県においてもこうした動きに遅れることなく取組を加速させていく必要があると考えますが、本計画の改定に当たり現在の計画で設定している目標の達成状況を教えてください。

い。

特に未達成の項目についてその原因をどのように捉えているのかも教えていただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員から、現在の計画で設定している目標の達成状況等につきまして御質問を頂いております。

環境基本計画で定めます環境指標につきましては、毎年有識者や事業者、環境団体などで構成されます環境審議会、環境政策部会のほうで進捗等を審議、評価いただいているところでございます。

直近の審議につきましては、令和3年度の実績に基づくものとなりますが、環境基本計画で定めております環境指標全49項目の内96パーセントのほとんどの項目につきましては、既に目標達成又は順調に進捗という評価を頂いております。

一層の努力を要すると考えられるものとしたしまして、当部の関係としたしましては、気候変動対策の推進に意欲を有し、県と協働して事業を実施する企業や団体と協定を締結しておりますとくしまエコパートナーの締結企業団体数が該当いたしますが、目標の30企業団体に対しまして、現状21企業団体となっております。未達成の原因としたしましては、新型コロナウイルスの拡大の影響によりまして、積極的な企業団体への訪問、それから広報活動等が困難な状況になったために目標未達成となったものと考えてございます。

事業者が主役となりまして、気候変動対策に取り組んでいただくことが、私どもも重要であると考えておりまして、今後積極的な協定締結事業者の募集を行いまして、主体的な取組を促してまいりなど、脱炭素社会に向けました事業者の機運醸成につなげてまいりたいと考えてございます。

原委員

現在の計画での課題については、その原因を十分に検証し、しっかりと対応を図るとともに、必要な施策については次の計画においてもより実効性のある形にしていくべきだと思います。

次に、次期計画ではどのような点に重点を置いて取り組んでいくのかも御説明いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員から、次期計画においてどのような点に重点を置くのかという御質問でございます。

現行の第3次徳島県環境基本計画策定後、国におきましては2020年の2050年カーボンニュートラル宣言、それから2021年のグリーン成長戦略など官民を挙げた脱炭素施策が加速しているところでございます。

本県におきましても、計画策定後に2050年カーボンニュートラルの宣言、それから、2030年温室効果ガス2013年度比で50パーセント削減を目標に据えておりまして、これまで以上に脱炭素に向けた取組を加速させる必要があると考えてございます。

このため、次期計画におきましては、脱炭素社会の実現に向け鍵を握るGXにこれまで以上に対応するとともに、その取組を進化させるため、重点戦略の一つを、かえる、暮らしをかえる徳島県版「GX」の展開としたところでございます。

また、県民主役を新たな視点といたしまして、県民の自主的な活動、環境教育、普及啓発の推進などを、GXをはじめ各主要取組のいずれにおきましても共通して取り組むべき項目と位置付けているところでございます。

今後素案の作成に当たりましては、県民主役、県民目線による脱炭素施策をはじめまして、県版骨太方針の具現化策となります実効性のある取組を盛り込んでいきたいと考えてございます。

原委員

話は変わりますが、今年の夏は正に猛暑でありました。

報道では、最高気温が30度以上の真夏日が今年は77日に及び、過去最多日数とのことであります。こうした現象もやはり温室効果ガスを原因とする地球温暖化ではないかと思えます。

本県では、2030年度温室効果ガス排出量2013年度比50パーセント削減、2050年カーボンニュートラルの実現を掲げ、脱炭素に向けた取組を進めていると思えますが、本県の温室効果ガスの排出削減の状況について御説明いただきたいと思えます。

美保グリーン社会推進課長

原委員から、温室効果ガスの排出削減状況についての御質問でございます。

先ほども御説明させていただきましたが、本県の目標の一つといたしまして、温室効果ガス排出量を2030年度に2013年度比で50パーセント削減という目標を掲げさせていただいております。

現時点で直近の状況、2019年度の実績になりますけれども、温室効果ガスの排出につきましては2013年度比で25.7パーセント減少、これに森林吸収量を加えた温室効果ガスの排出量は34.3パーセントの削減となっております。温室効果ガスの排出量削減につきましては、おおむね順調に減少傾向をたどっているものと考えてございます。

原委員

温室効果ガスの排出量はおおむね減少しているとのことですが、アメリカ航空宇宙局によると今年6月から8月の地球の気温は、記録のある1880年以降で最も高くなったと発表されており、国連のグテーレス事務総長は、地球温暖化の時代は終わり地球沸騰化の時代が到来したと警告しております。気候変動による地球の温暖化が続いている中、温室効果ガスの排出が今と同様に続けば、状況は更に悪化すると言われております。

熱波や干ばつ、集中豪雨、森林火災など、更なる大災害を引き起こす可能性もあり、何としてでも地球沸騰化を防がなければなりません。

そのためには特に脱炭素に向けた取組を一層加速する必要があると考えます。

先ほど、環境基本計画においてもGXを重点の一つに置くとの御説明がありましたが、徳島県GX推進計画(仮称)は、喫緊の課題である脱炭素の実現に向けた個別計画である

とのことですので、大変重要なものと認識しております。

そこで、新たに策定される本計画は脱炭素に関連する五つの計画を統合することですが、計画を統合する狙いや効果についても御説明いただきたいと思っております。

美保グリーン社会推進課長

ただいま原委員から、GX推進計画に統合する狙い、効果につきまして御質問を頂いております。

徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例におきましては、基本理念といたしまして、気候変動の緩和及び気候変動への適応に関する施策を総合的かつ計画的に実施することと定められております。

本県では、これまで気候変動対策推進計画緩和編、適応編によりまして、緩和策と適応策を両輪といたしまして、総合的かつ計画的に脱炭素に向けた取組を進めてまいったところでございます。

一方、近年の原油価格高騰、電気料金の引上げなどにより、エネルギー安全保障の在り方が問われる中で、温室効果ガスの抜本的な削減対策が喫緊の課題となっておりますと認識しております。

このような状況を踏まえまして、国全体で加速するGX、脱炭素への取組につきまして、行政はもとより、事業者そして県民の皆様にも積極的に御参画いただきまして、県民主役で具現化していくために、徳島県版脱炭素ロードマップ、自然エネルギー立県徳島戦略、徳島県水素グリッド構想、それに先ほど申し上げました推進計画緩和編、適応編を統合いたしまして、これまで別々に議論しておりました地球温暖化とエネルギー対策を一本化いたしまして、様々な課題にスピード感を持って対応してまいりたいと考えておるところでございます。

さらに、一本化することによりまして、それぞれの脱炭素関連計画の重複する指標、施策などを整理いたしまして、県民の皆様、事業者、行政の各主体別の取組を記載するなど県民の皆様に対しまして、県の施策を体系的に分かりやすく提示いたしまして、効果的、効率的な施策の展開につなげてまいりたいと考えてございます。

原委員

今は骨子案ということで、内容についてはこれから肉付けしていくことになろうかと思いますが、正に県民主役で一人一人が危機意識を持って脱炭素に地道に取り組んでいくことが重要と考えておりますので、是非、県民の皆さんに分かりやすく、そして、脱炭素の取組を一層加速させる計画とするよう要望しておきます。

続きまして、消費者被害の未然防止についてお伺いしたいと思います。

鳴門市では、7月、8月と相次いで特殊詐欺被害が報道されるなど、県内の特殊詐欺被害が増加していると感じます。

県内の特殊詐欺の発生状況について詳しく教えてもらいたいのと、県の消費者情報センターに寄せられた特殊詐欺に関する相談は、どれくらいあるのかも教えていただきたいと思っております。

林消費者政策課長

ただいま原委員から、特殊詐欺の県内での発生状況、また特殊詐欺に関する消費者相談の状況について御質問を頂きました。

令和5年8月末までの県内におけます特殊詐欺の被害状況でございます。

県警察本部の公表数字でございますけれども、件数で44件、被害金額では2億46万円となっております。

この数字は、前年同期比でございますけれども、件数では23件増の約2.1倍、被害金額では1億5,601万円増で約4.5倍と、いずれも大幅に増加している状況でございます。

件数、被害金額の最も大きい類型ということになりますが、件数では架空料金の請求詐欺、金額では金融商品の詐欺となっております。

続きまして、県の消費者情報センターに寄せられました特殊詐欺に関する消費者相談の件数でございますけれども、令和5年度8月末までの速報値ではございますけれども、34件ございまして、こちらは前年同期比で14件増の約1.7倍と、こちらも大幅に増加しております。

相談件数の多い類型といたしましては、今申し上げました被害の類型と同じ架空料金の請求詐欺、金融商品の詐欺が上位を占めておる状況でございます。

原委員

特殊詐欺については、被害と同じように相談も大幅に増えていると思います。

実際の被害を防ぐ上で、相談時の注意喚起や情報提供が非常に大事になると思いますが、どのような対応を行っているのか教えてください。

林消費者政策課長

ただいま原委員から、特殊詐欺に関する県の消費者情報センターでの相談、注意喚起、情報提供についての御質問を頂きました。

特殊詐欺に関する相談につきましては、県の消費者情報センターでは、例えば架空料金の請求詐欺の例で申し上げますと、振込み等の出金前の相談でございますと、身に覚えのない請求はもう無視して連絡しないことをお伝えするなど、事案の経緯、詳細を聞き取った上で適切な対応について具体的にアドバイスさせていただいております。

続きまして注意喚起、情報提供といたしましては、県警からの特殊詐欺の情報を基に県内で発生しております特殊詐欺の事例の具体的内容について、県の消費者情報センターのホームページのトップ画面に注意喚起情報として集中的に掲載、また毎週木曜日にラジオ番組での放送、若しくはメールマガジンによる登録者への配信を行っております。

また高齢者、障がい者等の配慮が必要となります消費者の方を見守るために福祉、保健、行政、警察、民間企業等で構成、また全市町村に設置されております組織である見守りネットワークの構成員の方に対しまして、定期的に情報提供や高齢者の皆様への周知依頼を行っているところでございます。

さらに、特殊詐欺をはじめとした消費者被害に関する県公式SNSによります注意喚起の発信頻度を増やしますとともに、国民生活センターが新たに作成しております、よくあるトラブルケースの注意事項や対応を解説しております消費者トラブルFAQを県の消費

者情報センターのホームページトップ画面に掲載することで、トラブルへの初期対応をサポートしてまいりたいと考えてございます。

今後とも様々な媒体を通じまして、繰り返し消費者被害の具体的な情報発信や注意喚起に努めてまいりたいと考えてございます。

原委員

特殊詐欺をはじめ、消費者被害の具体的事例についての情報提供や注意喚起は重要と思います。

近年では、次世代にスマホが普及し、ネット通販が当たり前になっております。非常に便利ですが、高齢者をはじめデジタル機器に不慣れな方もいますし、特殊詐欺や気付かないうちに誘導するダークパターンと言われる手口もより巧妙になってきております。

消費者情報センターは、これまでの相談対応の蓄積に加え、全国の相談データにもアクセスできると聞いておりますので、よりの確な相談をしていくためにも、こうしたデータを十分に活用、分析していくことが最も重要です。

また、県警や特殊詐欺被害の現場となることの多い金融機関やコンビニエンスストアなど、被害の現場の声を踏まえた効果的な注意喚起や水際対策の強化がより一層必要になってくると思うので、消費者庁などの関係機関と緊密に連携して、特殊詐欺をはじめ消費者被害の未然防止対策にしっかりと取り組んでいただきたいと思います。

山西委員長

午食のため、休憩いたします。(11時59分)

山西委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時01分)

それでは、質疑をどうぞ。

原委員

午前中に続き、質問を続けてまいります。

災害廃棄物についてお伺いいたします。

南海トラフ巨大地震をはじめ、気候変動による豪雨災害などの発災時には大量の災害廃棄物が発生します。それを効率よく処理することは、被災地の早期の復旧、復興につながるものと考えられます。

この災害廃棄物は、一般廃棄物という位置付けとなっており、市町村が責任を持って処理していくこととなりますが、平常時と異なり様々な種類の廃棄物が短期間に大量に発生します。

仮に被災地で災害廃棄物が行き場を失い、あちこちで山積み状態となった場合は、生活環境や公衆衛生の悪化を引き起こすおそれがあり、そうならないよう災害廃棄物を一時的に受け入れる仮置き場の確保が重要と考えます。

各市町村においては、どの程度仮置き場が確保されているのか教えていただきたいと思います。

松本危機管理環境部次長

原委員から、災害廃棄物の仮置き場の確保状況についての御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、南海トラフ巨大地震をはじめ大規模災害時におきましては、災害廃棄物が緊急車両の通行の妨げになる、あるいは生活環境の悪化を招くおそれがございますので、被災地の早期の復旧、復興にとりまして、災害廃棄物を迅速かつ適正に処理していくことは大変重要なことであると認識しているところでございます。

特に災害廃棄物を分別し一時的に保管する仮置き場の確保は、その後の処理を迅速かつ適正に行う上で欠かせないものであると考えておりまして、平時からその候補地を確保しておくことは大変意義のある重要なこととございます。

とりわけ南海トラフ巨大地震につきましては、津波による堆積物も含めまして約2,000万トンの災害廃棄物が発生するという想定でございまして、この場合、必要な仮置き場の面積は、県全体におきまして約622万平方メートルと推定されております。

市町村では、仮置き場の候補地を選定しておりまして、各市町村で選定状況は異なりますけれども、選定面積合計にいたしますと、県全体で約545万平方メートルでございまして、既に南海トラフ巨大地震における主要面積の約88パーセントをカバーしている状況でございまして。

市町村によりましては、仮置き場の確保が進んでいないところもあることから、県といたしましては、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に支障が生じることのないよう、引き続き市町村と連携をいたしまして、仮置き場の確保に向けてしっかりと取り組んでまいります。

原委員

それでは、県ではこれまで災害廃棄物の仮置き場の確保や適正処理に向けて、どう取り組んできたのか教えていただきたいと思っております。

松本危機管理環境部次長

ただいま原委員から、これまでの県の仮置き場の確保の取組状況について御質問を頂きました。

県では、災害からの早期復旧、復興に向けた災害廃棄物処理の基本的な考え方と方針を示す徳島県災害廃棄物処理計画を策定いたしまして、市町村への支援を行っているところでございます。

また、令和3年度に美波町におきまして、同町そして県産業資源循環協会が一緒になり、県内で初めての災害廃棄物仮置き場の実地訓練を行いました。

さらに、その翌年の令和4年度でございまして、こちらは阿波市におきまして、分別の重要性を地域住民の皆様方に知っていただくとともに、仮置き場内の混雑を解消するというふうな目的も持ちまして、分別した廃棄物を積み込んだ車両を優先的に誘導する、いわゆるファストレーン方式を取り入れた住民参加型の訓練を行ったところでございます。

さらに、今年度でございまして、海陽町におきまして8月に仮置き場設置に関する図上

訓練を行い、9月にはその結果を踏まえました実動訓練を県総合防災訓練と連動させて行ったところでございます。

この実動訓練におきましては、地域住民や産業資源循環協会の皆様と連携をいたしまして、ドローンにより災害廃棄物の保管量を計測するなど、新たにDXの視点も取り入れた内容としたところでございます。

このように、年々内容を進化させながら、災害廃棄物についての訓練を行いまして、市町村の初動対応能力の向上や廃棄物処理団体との連携強化、さらには住民の皆様の意識向上につなげているところでございます。

今後とも、このような訓練などを通じまして、市町村の災害廃棄物処理体制強化の支援に取り組んでまいります。

原委員

先日公表されました「徳島新未来創生」政策集11ページの、安心度UPのミッションの中に災害廃棄物対応の広域連携を行うとあります。

災害廃棄物対応を被災した自治体だけで行うことは非常に困難な場合があり、県が中心となって周辺自治体をはじめ、国、さらには関係団体を含めた広域連携にしっかりと取り組むべきと考えます。

ついては、災害廃棄物処理の広域連携について、県は今後どのように取り組んでいくのか、お聞かせ願いたいと思います。

松本危機管理環境部次長(環境指導課長事務取扱)

ただいま原委員から、災害廃棄物対応につきまして今後どのように取り組んでいくのかという御質問を頂きました。

委員お話しのとおり、大規模災害におきまして、マンパワー不足で災害廃棄物の対応が困難となるなど、被災自治体のみでは対応できないことが想定されるところでございます。

また、発生した廃棄物に見合うだけの十分な仮置き場が必要となる場合があるほか、廃棄物処理施設自体が被災をしている場合もあろうことから、周辺市町村、県、国、関係団体が一体となって対応するということが重要なこととございます。

繰り返しになりますけれども、これまで市町村、関係団体と連携した訓練を行い、市町村の災害廃棄物処理体制の強化を支援してきたところでございます。

今後は、これまでの訓練で得ました現場の声も生かしながら、県が中心となりまして県民、市町村、関係団体がワンチームとなって行政区域をまたぐ広域連携による新たな訓練を行うことで、災害廃棄物の迅速かつ適正な処理に、あるいは再資源化につなげてまいりたいと考えております。

原委員

今年も台風等による豪雨災害が発生し、全国各地で甚大な被害が生じております。

また、南海トラフについては、マグニチュード8から9クラスの地震となり、今後30年以内の発生確率は70から80パーセントと言われております。災害廃棄物処理対応は、正に

待ったなしでございます。

令和3年度から仮置き場の実地訓練を行い、平時から市町村の処理体制強化を図ってきたということですが、これまで市町村単独での訓練であり、大規模災害に向けた対応としては若干不十分な面もあったのではないかと思います。

ただ、今後については県が一層中心となって大規模災害を見据えた広域連携の訓練を行っていくという、これは私も意を同じくすることであり、大いに評価したいです。いろいろと難しさはあると思いますが、是非しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

続きまして、瀬戸内海の環境保全に関する徳島県計画についてお伺いしたいと思います。

本年3月に、同法に基づく県の計画、瀬戸内海環境の保全に関する徳島県計画が改正されました。同計画の48ページ、海砂利採取の抑制の項目内で、従来の禁止から原則禁止へと変更がなされております。

また、文末の手入れ砂への川砂利用については引き続き研究を行うと書き換えられました。これは、令和3年度末から始められた東部処分場へ搬入された処分済残土を利用した砂地畑への手入れ砂としての実証実験を踏まえた改正であると考えます。

今回、鳴門市の八木の鼻で県の事業として手入れ砂の実証実験がまた行われますが、これは砂利採取法には抵触しないのか、否か、教えていただきたいと思います。

田中環境管理課長

ただいま原委員から、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきます徳島県計画のことについて御質問がございました。

まず、この計画につきましては、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づきまして、庁内の関係部局の施策や方針を内容に盛り込み策定しているものでございます。

先ほどの委員の御質問の中にもございましたけれども、本年度の3月においてこの計画は変更しております。

海砂利の採取に関する項目としては、平成14年度の計画から、県土保全や環境保全の観点から海砂利の採取の禁止について記載しているところでございます。

今年の3月の計画の変更につきましては、県土保全や環境保全の観点から、原則として砂利採取法による海砂利採取は認可しない方針と、より丁寧に記載するとともに、やむを得ず採取する場合は、環境への配慮についても記載しております。

この環境への配慮に関する記載事項につきましては、変更前の平成28年度の計画から同様の記載としているところでございます。

今回の海砂利採取に関するところにつきましては、法では禁止されておられませんので、海砂利採取は禁止という表現ではなく、海砂利採取は認可しない方針と、丁寧に計画に記載しているところでございます。

山西委員長

原委員、時間でございますのでそろそろまとめてください。

原委員

昭和53年12月以降、この砂利採取法による海砂利の採取は県としては許可しておらない事業ですが、今回事業が進むということで、本当に平井部長にはありがとうと言うしかありません。今後もよろしくお願いします。

近藤委員

私からは、生物多様性とくしま戦略に関連して質問をさせていただきます。

資料4に記載の五つの方向性、日本や本県に息づく植物や動物、そして、それらを育む自然や生態系の劣化を阻止し、しっかりと回復し、自然や生態系を活用した社会の課題の解決や持続可能な仕組みづくりなど、大きな方向性としては必要なものではないかと考えております。

11月議会で素案を示すという予定になっておりますので、注目をしていきたいです。

こうした中で、日本や本県には好ましくない生物、具体的にはセアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、ヒアリが挙げられます。

これらは元々日本には生息せず、輸入された物資に付着して国内に持ち込まれた外来生物ではありますが、生息地が住居に密接した場所であることから、我々の生活にも影響を及ぼすとともに、従来、地域で生息していた在来種の生存にも関わるものであると危惧しております。

そこで、県内でのセアカゴケグモ、アルゼンチンアリ、ヒアリの生息状況は今どうなっているのか、お尋ねします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま近藤委員から、セアカゴケグモなどの生息状況につきまして御質問を頂きました。

セアカゴケグモにつきましては、原産地はオーストラリアで、平成7年に大阪府と三重県におきまして初めて生息が確認されて以降、全国に分布を拡大している状況でございます。

本県では、市町村別で申しますと、平成22年に鳴門市におきまして初めて確認されておりました。その後、徳島市、阿南市、小松島市、石井町など計10市町で確認されておるところでございます。

次に、アルゼンチンアリでございますが、原産地は南米でございます。平成5年に広島県で初めて発見され、その後日本各地で確認されているところでございます。

県内では、平成22年に徳島市で初めて発見されてから、鳴門市、藍住町、阿波市で発見されておりました。これまで4市町で確認されておるところでございます。

最後、ヒアリでございますが、原産地は南米で、体長は2.5ミリメートルから6ミリメートルと小さい昆虫でございますが、腹部に毒針を持ち、刺されると熱いと感じる激しい痛みがあるということでございます。これまで、東京都、神奈川県、大阪府などで確認されております。

県外で見つかったヒアリの多くにつきましては、海外から運ばれましたコンテナ、それからコンテナを水揚げ、保管いたしますコンテナヤードで発見されておるところでございますが、現在、徳島県への侵入は確認されていないということでございます。

近藤委員

セアカゴケグモ、アルゼンチンアリともに、県東部の市町を中心に生息している状況だと判断しております。ヒアリは現在確認されていないということは分かりました。

次に、確認地点において生息の拡大は見られるのかお尋ねをいたします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま近藤委員より、確認種の拡大につきまして御質問を頂いております。

セアカゴケグモにつきましては、先ほど説明させていただきました平成22年に初発見以来、平成30年の間に9市町で発見されました後、令和3年には藍住町で確認されておりますが、現時点におきましてはそれ以上の詳細な広がりは見られておりません。

また、アルゼンチンアリにつきましては、平成22年に徳島市での初確認以来、最近では昨年令和4年に新たに阿波市で確認されておりますが、確認事例は阿波市を含めまして現在県内4市町にとどまっている状況でございます。急速な広がりとは至っていないと考えてございます。

近藤委員

県内の一定の範囲で確認されている中で、今後、県民がセアカゴケグモやアルゼンチンアリ、又はヒアリでないかと思った場合の確認の方法とか、駆除の相談をしたい場合の連絡、相談体制は一体どのようなになっているのか、またどのような方法でそれを周知しているのか、お伺いいたします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま近藤委員から、連絡相談体制また周知方法につきまして御質問を頂きました。

セアカゴケグモやアルゼンチンアリ、そしてヒアリなどの特定外来生物の確認、それから駆除等の相談につきましては、私どもグリーン社会推進課、それから各市町村を窓口として受け付けさせていただいております。県のホームページでも周知させていただいております。

また、ヒアリにつきましては、県に加えまして、環境省におきましても専門の相談ダイヤルが設けられておるところでございます。県ホームページで併せて御案内させていただいております。

なお、特定外来生物かどうかの確認につきましては、まず発見者から県グリーン社会推進課や市町村に御一報していただきまして、県から特定外来生物であることの確認をするために、個体の写真のメール送付、それから駆除した場合におきましては、駆除個体の送付をお願いしております。

その後、状況に応じまして専門家への依頼も行い、特定した上で、結果を発見者へお伝えさせていただき、特定外来生物であった場合につきましては、駆除方法等につきましても、御案内させていただいております。

近藤委員

それでは、現段階の相談件数として、どれくらい来ているのか、数を教えていただけますでしょうか。

美保グリーン社会推進課長

ただいま近藤委員から、相談件数についての御質問を頂きました。

市町村への相談件数につきましては当方で把握してございませんが、アリやクモの活動が活発となる暖かい時期を中心に、当課に対し、1日に複数件の相談が寄せられる日もございまして、本年度につきましては、昨日までで約40件の御相談を頂いておるところでございます。

近藤委員

セアカゴケグモやアルゼンチンアリについて生息範囲を広げない、また最終的には根絶を目指して取り組んでいく必要がありますが、県としてどのような対策をとっているのかお伺いいたします。

美保グリーン社会推進課長

ただいま近藤委員から、県としてどのような対策をとっているのかという御質問を頂きました。

まず、既に確認された市町における対処でございますが、セアカゴケグモにつきましては、おおむね発見個体の近くに巣がある場合が多いということでございまして、市販の殺虫剤等で巣ごと駆除することが可能でございますことから、発見された土地の管理者に対応をお願いしているところでございます。

また、アルゼンチンアリにつきましては、建物内で確認された場合など、緊急に対処するという必要がある場合は、市販の殺虫剤等により対処をお願いしているところでございますが、緊急性がない場合、また敷地内での確認の場合につきましては、巣を含めました駆除を行うために巣に持ち帰らせるタイプの薬剤を市町から住民に配布いたしまして、駆除をしておるところでございます。

また、道路や公園などにあつては、県と市町が共同いたしまして、これらの薬剤を用いて定期的に駆除を行っておりまして、生息域の拡大の防止や根絶に向けた取組を行っておるところでございます。

なお、これまで確認されていない新たな市町村で、セアカゴケグモ、それからアルゼンチンアリが発見された場合につきましては、専門家の意見もお伺いしながら、県と市町村が連携して現地での調査、それから駆除作業を行うとともに、県、市町村のホームページ等で周知、又は注意喚起等を行っているとところでございます。

今後とも、市町村と連携しながら相談対応、情報提供、駆除等にしっかりと取り組んでまいりたいと考えてございます。

近藤委員

県民の生活、そして生態系や自然に影響を及ぼすセアカゴケグモやアルゼンチンアリに関する県民からの相談には、しっかりと対応していただきたい。そして、しっかりと駆除

を進めることが根絶につながっていくと考えますので、引き続き県民の皆様の協力を得ながら、取組を進めていただきたくお願いをして、質問を終わります。

岡田(晋)委員

グリーン社会推進課にお聞きします。

徳島県立自然公園条例によると、知事指定の県立自然公園は、箸蔵、土柱高越、大麻山、東山系、中部山系、奥宮川内谷県立自然公園などがあります。

グリーン社会推進課の事務分掌には、1、自然公園の整備運営に関する事、2、自然公園内の県有財産の管理に関する事、3、自然公園等施設整備事業に関する事、4、自然公園等維持管理事業に関する事、5、自然公園等施設管理に関する事などがあります。事務分掌を着実に行っていただくための要望がございます。

近年トレッキングや健康登山をされている方が多くおられます。登山をして頂上に到着したときの達成感は何とも言えないものがあります。

そこで、各山の頂上付近には、よく目立つ場所に、〇〇山山頂、〇〇自然公園と表示板を設置していただきたいと思います。一つの例として、四国三郎吉野川中流域にそびえ立つ阿波富士こと高越山山頂だと、土柱高越自然公園(徳島県)、若しくは徳島県立土柱高越自然公園などが適当かとも思います。

是非、設置していただく検討を要望し、実施をお願いしたいと思いますが、見解をお聞かせください。

美保グリーン社会推進課長

ただいま岡田委員から、県立自然公園の山頂に表示板を設置してはどうかという御質問を頂きました。

県立自然公園につきましては、設置の根拠となる条例におきまして、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るということが目的として規定されておりまして、箸蔵県立自然公園、土柱高越県立自然公園はじめ、県内で6か所指定されているところでございます。

委員御提案の山頂等の表示板の設置につきまして、利用増進との設置目的を達成していくための一つの方法であると認識をしておるところでございます。

一方で、表示板を設置するに当たりましては、県立自然公園の根拠法となります自然公園法はもとより、土地の所有状況、それから他法令による設置のための手続が必要となる場合もございます。

岡田委員から例示がありました土柱高越県立自然公園におきましては、高越山の頂上付近は民有林となっていると認識してございまして、この設置に際しましては、土地所有者との協議が必要となり、また県立自然公園におきましては、規制が厳格な特別地域であることを踏まえ、対応が必要なことなど、今後複数の調査が必要になると考えているところでございます。

このため、今後、表示板の設置につきましては、委員の御指摘を含む議会での御議論、それから現場主義の観点を踏まえ、各自然公園におけます必要な調査を行いながら、検討を進めてまいりたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

岡田（晋）委員

すごく面倒なことを言いますよね。複数の調査。土地はお寺が持っています。そこで設置させてくれませんか、申請とかいろんなことをして、承諾をもらえばいけるし、何か難しく面倒に考えないようにしていただきたいと思います。

県内各地で散策されている健康ウォークや、登山をされている多くの方に、本当に喜ばれると思います。是非、設置をよろしくお願いします。

続けてお聞きします。

グリーン社会推進課の事務分掌ですが、四国のみち等の維持管理及び利用促進、増進に関すること、四国のみち魅力向上に関することについてであります。

遍路道を基軸として四国4県に作られた四国のみちは環境省ルート、新四国のみちは国土交通省ルートと、二つの歩く道があります。

その維持管理についてお聞きします。現在、県において管理されているルートの数、管理状況を教えてください。

美保グリーン社会推進課長

ただいま岡田委員より四国のみちのルート数、それから維持管理の状況について御質問を頂きました。

県内におけます四国のみちにつきましては、鳴門市から海陽町までの14市町村を通る24ルート、延長約320キロメートルで構成されておりまして、自然や歴史に触れ合うことができる遊歩道として利用されておるところでございます。

なお、一部区間、約80キロメートルは四国遍路道と重複しておると認識してございます。

四国のみちの維持管理につきましては、利用者が安全に通行できますように全コース、延長320キロメートルのうち、国道、県道、市町村道などにつきましては道路管理者、その他といたしましては、主に通行の承諾を頂いております。また、県が休憩所等の施設を設置している民有地などの52.7キロメートル部分については、当課が草刈りや清掃を、関係市町村や地権者の方に委託という形をお願いをしておるところでございます。

岡田（晋）委員

今、課長がおっしゃったように、それぞれの場所において地元の市町と、それと地域の方々の協力により、安全が保たれていることに感謝申し上げます。

グリーン社会推進課におかれましても、四国のみち魅力向上に関することの取組として1,200年前から続いている四国遍路のお接待文化の伝承を核としたすばらしい観光面でのコンテンツとして捉え、県庁全体で連携を持って取り組んでいただきたいと思います、見解をお聞かせください。

美保グリーン社会推進課長

ただいま岡田委員より、県庁内の各部局が連携してということでの御質問を頂きました。

四国のみちにつきまして、魅力向上を目的とした施策を推進していくために、国、市町村、学識経験者、利用団体、そして県を構成メンバーとする四国のみち魅力向上協議会を設置しておるところでございます。

その中で、県の参画部局といたしましては、当課に加えまして、観光部局、それから遍路道の所管部局も参画していただいております。

四国のみち、それから先ほども申し上げました一部重複いたします遍路道の魅力向上を図っていくために、今後ともこの協議会を活用して、魅力向上のベースとなりますルートの適切な維持管理、それから情報発信などにつきまして、意見交換、情報共有を図りながら進めてまいりたいと考えてございます。

岡田(晋)委員

通り一遍の、協議会というのがあって、そこで話しているからそれはできるっていう御答弁であったと思うのですが、今、知事がおっしゃっているのは、横串を入れる。毎日毎日いろんな案件があります。それを担当課で相談し合うような体制も作っていただきたいと思います。協議会だけに限らずやってほしいということを要望しておきます。

私も毎月1回、遍路道の定例清掃に町おこしグループの仲間と共に行っています。昔に比べると段々と捨てられるごみの数は減ってきております。

弘法大師空海が1,200年前に歩いたままの自然が残っている唯一の遍路道、最後まで残った空海の道、それが第11番札所藤井寺と第12番札所焼山寺の間にあります。皆さんも大切に守っています。

県庁内でも、これから今言ったような連携をして、遍路道へのいろいろな取組を推進し、徳島県の通年での交流人口の増につなげていただきたいと思います。

以上で質疑を終わります。

古川委員

先ほどの企業局でも話をしたんですけど、脱炭素の取組について、今回一般質問でも取り上げさせてもらいましたので、それについてお聞きをしたいと思います。

まず、今回6月の補正予算で補助金、補助制度等を設けてスタートしていると思います。ZEH+とか、あとEVとか、V2Hあたりもやっているということなんですけれども、6月定例会でも言いましたように、しっかりと予算は確保しているので、今年度、これを本当に使い切る。幾ら予算を積んでいても使わなかったら進まないわけなので、そこをかなりこだわってやってほしいなど。現状、まだ始まってそんなにはたっていないのでこれからかなと思いますけど、このあたりの予算を使ってもらう取組はどのようになっているか教えてください。短くていいですから、余り時間がないので。

小山脱炭素推進室長

ただいま古川委員から、6月補正予算でお認めいただいた補助金についての執行状況について御質問を頂いております。

太陽光、蓄電池、EVに対する購入補助制度については、8月9日から申請書の受付を開始させていただいたところでございます。

募集開始に当たりましては、できるだけ補助金を活用していただけるようにPRにも力を入れまして、県広報誌やホームページによる周知に加えまして、太陽光発電設備の事業所や住宅メーカー、また建築士会などの関係団体、電気自動車の販売ディーラーなどを直接職員が訪問させていただき、事業内容の説明と活用の呼び掛けをお願いしたところでございます。

また、プッシュ型の啓発といたしましては、県内の事業者ダイレクトメールを送付したり、イオングループ各店やイベントの場を通じてチラシを配布させていただいたり、幅広く周知に努めてきたところでございます。

現在の申請状況といたしましては、昨日現在で、太陽光発電設備蓄電池につきまして19件、省エネ住宅の新築ZEH+につきましては1件、電気自動車充放電設備につきましては申請準備中ということですが1件お話を頂いているところでございます。

このほかにも補助申請に向けて御相談が日々寄せられているような状況でございますので、11月からはケーブルテレビ番組を活用しまして、県民の皆様に分かりやすく広報をすることとしており、今後とも委員のおっしゃるように、補助金を最大限活用していただけるように周知広報に努めてまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。

確かにこういう情報って結局、例えば車を買おうかって言って買いに行ったときに事業者から情報もらったり、家を建てに行ったときにこういう情報があったりと、それによって買おうか、付けようかっていうようなアクションよりも、やろうとしているときに情報が来るっていう状況かなと思っています。もっとPRの場を設けて、需要を喚起していかないといけないと思いますので、PRの場を来年度はしっかりと確保してほしいなど。脱炭素の必要性を十分訴えていただくのは当然ですけども、トータルでお得感があるっていうことをしっかりと分かってもらわないといけないと思うのです。ですから、堅い人を呼んでもなかなか来てくれないので、SDGsとか、環境とかに取り組んでいる結構有名な方とかもいらっしゃいますので、そういう呼べるような人をしっかりと確保して、人を呼んで話題を作って、PRの効果を上げてほしいなと思っています。

そういうことも、今回プラットフォームを立ち上げていろいろこれからどういうことをやっていけるかっていうことを考えていくんだと思いますので、そのあたりも御検討してほしいなと思っています。

あと、欲張りすぎるというか、ZEH+なんか、こっちだけでもいいように、もうちょっとできないかなと、普通は申請がたくさん来て予算が足りないぐらいになったら、いろいろと盛りだくさんにやっていってもいいかなと思うのですけども、これは多分国のほうのスキームがこんな感じになっているのかも分かりませんが、ちょっと欲張り過ぎの感があるかなっていう印象を受けていますので、このあたりも検討いただけたらと思います。

あと、今年度の予算をしっかりと執行するとともに、来年度に向けては個人住宅へのPPAモデルの新たな導入促進策とか、またEVとか、充電インフラ、蓄電池、このあたりの導入の支援策を検討していくということでございましたので、これも来年度の予算、期待

をしておりますので、しっかり取り組んでいってほしいなと思っております。

時間がないので聞きませんが、先ほども言いました、まずプラットフォームでしっかり玉出しして、新しい知事ですのでやる気もあると思いますから、しっかり打ち出していってほしいなと思います。

EVについては県内の充電インフラの整備は当然なんですけど、県内は比較的まだいける、県外に出るときに充電が切れたらどうしようとかかなり考えるところだと思うので、既に充電インフラが整備されているところの情報提供とかも、きめ細かくやってあげたほうが、EVって県外に行ってもいけるんだなというのをしっかりとPRしていったほうがいいかなと思いましたので、その点についても一応申し添えておきます。

あと、先行地域の取組についても聞いたのですが、仕組み自体が、市町村が主体になるようになっていて、県は呼び掛けを行って伴走型支援をやっていくということですが、なかなか進んでいかないので、企業局でも言ったんですが、県が主導になって市町村を巻き込んでいくという形で、是非、進めていってほしい。

今、申請している三好市が通ればいいですし、通ったとしても、もう1本狙っていてもいいと思いますし、残り数少ないので、今年もラスト1回かそこらになってくると思いますので、是非とも先行地域の指定ができるように取組を進めていってほしいと思っています。

これもさっき言ったプラットフォームの中で、国、県が主導的になって、是非とも進めていってほしいと思っていますので、よろしく願いいたします。

昔はというか、私が環境のセクションにいたときは、当時、環境首都ということを出して、かなりアグレッシブにやったように思います。

私がいたとき、平井さんから事務を引き継いで、飯田局長とかも一緒に仕事をしたと思うのですが、かなりその頃はトライをしていたように思います。もう一回新しい知事になって、県政も変わっていくと思いますので、しっかりとトライをしていってほしいなと思います。よろしく願いをいたします。

ここまでで、トータルで何かあれば。

小山脱炭素推進室長

古川委員から、脱炭素先行地域について、県がもっと主体的に関わって先行地域の指定を目指すべきではないかといったお話を頂いたかと思います。

脱炭素先行地域、委員も御承知のとおり、地域が主体となって取組を進めていくという制度の立て付けもございますので、どうしても市町村主体とならざるを得ない部分はあるのですが、県としましても、脱炭素ロードマップに掲げました目標の達成に向けて非常に有益な取組であると思いますので、今一度、市町村の皆さんの御意向も伺いつつ、そこを掘り起こせるような形で、しっかりと市町村をサポートしていけたらなと思っております。

先行地域に選定されることもさることながら、その後、それを実現していく過程も重要となってまいりますので、実現する過程におきましても、できる限りサポートできるように県としても取り組んでまいりたいと考えております。

古川委員

分かりました。よろしくお願いします。

何度も言いますが、このプラットフォームは、せっかく立ち上げたので、実効性のあるような形で、企業局も巻き込んでしっかり進めていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

余り時間もないのですが、1点、予定してなかったのと言ってなかったのですが、地域猫の関係で、ボランティアの方、地域の方が捕まえて避妊手術をしてくれて、耳をカットして印を入れます。最近、耳のカットの統一をしてほしい、避妊手術をしているかしていないか、斜めに切っているだけの猫がたくさんいて分からないという話をよく聞くのですけれども、そのあたりの今の対応とか、進め方とか、何かあれば教えてほしいのです。

中村動物愛護管理センター所長

古川委員から、地域猫に関する問合せを頂きました。

地域猫に関しまして、飼い主のいない猫対策ということで、ボランティアの皆さん方にはTNR、トラップニューターリターンという形で事業を展開していただいております。

猫の避妊手術をした後、飼い主がいない場合には、雄の場合は右側にブイカットで目印を付ける、雌の場合には左側となっているところでございます。

一部ボランティアさん等でブイカットであったり、フラットカットという切り方もあるのですが、手術する獣医が猫の環境に配慮しながら施術していくというのが基本スタイルと考えておりますので、手術をした獣医がその猫に対してブイカットするか、フラットカットするか決めていると認識してございます。法律でそういったところを縛るのは非常に難しいのではないかなと思っております。

古川委員

それはどういうことですか。

医者によって判断というのは、ブイカットしたほうがいい猫がおるのか、フラットカットしたほうがいい猫がおるということではないわけですね。どっちかに統一したほうがボランティアさんにとっては分かるわけですね。

ですから、法律で決めるわけにはいかないと言いますが、何かルールを決めたほうが良いような感じもしますが、県としては決めないほうが良いという考えですか。

中村動物愛護管理センター所長

ブイカットの場合、ブイになっている部分が出血点になりやすいこともありまして、ここが出血点になって猫が死んでしまう可能性もございます。

猫を返したときの環境をいろいろ考えていかなければいけないという部分もございまして、獣医が状況判断しながら施術していくのが基本と思っております。獣医療法の診療になるので、そう思っております。

古川委員

ちょっと納得できないのですけど。

ブイのほうがなんとなく見やすいのかなと思ったりもして。ただ、それで出血して、下手すると死ぬ場合もあるという話だったんですけど、そんなに危険性が高いのかなっていうのがいまち納得できないところでもありますし、県によったら条例で決めているところもあるように聞いています。

なので、そのあたりもうちょっと研究していただいて、ボランティアをされている人の声も聞いていただいて何とかならないものかなと思います。よろしく願いいたします。以上で終わります。

中村動物愛護管理センター所長

奈良県のほうでたしかこういう問題がありまして、奈良ではブイに統一したいっていうお話も聞いたこともございます。

地域猫とか、ブイ字カットで分かりやすいっていう部分、委員さんがおっしゃられたように、猫対策ガイドラインを徳島県でも21年から作っておるのですけども、その中でも、ブイ字カット等ということで、等を付けさせていただきながら、先ほども答弁させていただいた獣医師の判断によってしていただくと考えておるところでございます。

ブイ字カットであったり、フラットカット、あと入れ墨みたいな見分け方もあるということで、今後も情報を集めまして、どうしていくか考えていこうと思っております。

山西委員長

時間ですので、まとめてください。

古川委員

今聞いたら、獣医師さんの意見を聞きながら検討を進めてほしいなっていうことなので、本当に統一することで不都合が大きいって言うのなら、しっかり納得させてもらえたら言いませんし、そのあたり検討して、また結論を教えてくださいなと思います。よろしく願いいたします。

古野副委員長

時間も大分掛けてきているので、なるべく短くさせていただきます。

防災ヘリの夜間運航についてお伺いをいたします。

島根県では、ドクターヘリが運航できない夜間は、島根県の防災ヘリはくちょうが救急搬送を行っているとお聞きしましたが、その背景や運航内容について教えてください。

林消防保安課長

ただいま古野副委員長から、島根県では防災ヘリはくちょうが夜間運航しているという背景や運航内容について、御質問を頂いておるところでございます。

島根県の防災航空隊に確認させていただきましたところ、平成6年の航空隊発足以来、主に隠岐諸島を中心といたしまして、ドクターヘリが運航できない夜間、日没から日の出まで救急搬送を行っていると同っているところでございます。

その背景については、有人離島であります隠岐諸島は、本土から遠く離れていること、島と本土の交通手段が限られていること、人口を多く有している隠岐諸島の医療資源を確保しなければならないことなど、島根県特有の事情が存在するためとお伺いしております。

具体的には、隠岐諸島は4島あり、その概要を御説明させていただきます。一番大きな島が島後で、それ以外の3島が、中ノ島、西ノ島、知夫里島と、全部で4島あるわけですが、その人口が約1万8,500人おられ、本県に当てはめると、三好市に次いで上から12番目の人口規模になり、多くの人々が暮らしています。

一方、本土から島までの距離につきましては、70キロメートルから80キロメートルも離れておる状況でございます。本県に当てはめると、航空隊事務所がある松茂町から、西のほうで言いますと三好市、南のほうで言いますと海陽町、東側で言いますと、大阪府の岸和田市、兵庫県の神戸市、和歌山県の田辺市と南紀白浜空港あたりまでの距離と同程度となっております。

また、交通手段が限られているということで、交通手段を調べてみますと、松江市の港からフェリーが1日2本、高速艇が1日1本、出雲空港から飛行機が往復1本となっております。

運航内容等についての御質問ですが、ドクターヘリが運航できない夜間に防災ヘリが救急搬送のみを行っているのですが、その活動内容については救急搬送の中でも転院搬送のみでございます。その件数のほとんどは、隠岐諸島からの搬送であります。令和2年度から4年度までの実績をお伺いしたところ、防災ヘリだけではなくて、海保や空自のヘリも含めて年間平均44件ほどであると伺っております。このうち防災ヘリが夜間に転院搬送した実績は3年間の年間平均で26件程度と伺っております。

また、隠岐諸島の医療機関の状況についてでございますが、隠岐諸島には、島後に隠岐病院、島前には隠岐島前病院という二つの病院がございます。両病院ともに、隠岐広域連合消防本部を運営している隠岐広域連合が管理運営をしている状況でございます。救急搬送は医療機関との連携などがかなり重要でございます。隠岐諸島につきましては、医療機関と消防本部との連携協力体制が構築されているところでございます。

次に、島根県の防災航空隊の夜間運航の体制については、島根県の防災航空隊は10名体制で運航しているのですが、夜間においては、その内の2名が毎日当直をしており、夜間に運航の要請があった場合は、近隣で宿泊している操縦士と整備士を参集させて、対応をしておる状況でございます。要請から活動終了までの時間については、その操縦士と整備士の参集時間が45分程度掛かるようで、参集して飛んで出雲空港に帰ってくるまでに2時間から2時間半程度の時間を要している状況でございます。

隠岐諸島への基本的な運航の流れについては、まず、航空隊の基地がある出雲空港を離陸し、搬送先の病院に向かい、搬送先の病院でドクターやフライトナースをピックアップし、そこから隠岐諸島のヘリポートや場外離着陸場に向かいまして、そこで患者を引き継いだ後、搬送先の病院へ向かうという流れでございます。

先ほど申しましたヘリポートや、場外離着陸場の状況につきましては、島後には隠岐空港と隠岐病院ヘリポートの二つございまして、基本的に両方とも夜間照明が整備されているところでございます。残りの3島につきましては、運航開始時に夜間照明を設置した場

外離着陸場をそれぞれの島に1か所ずつ整備しておるという状況でございます。

聞き取った内容は以上でございます。

古野副委員長

大変御丁寧に説明いただきました。ありがとうございます。

そこで、島根県の防災航空隊が夜間運航をする上で、現在抱えている課題、これはどのような難しい問題があるかということをお聞きになっておりますか。

短くお答えください。10分もしゃべらないで結構です。

林消防保安課長

ただいま古野副委員長から、島根県の夜間運航する上での課題等の御質問を頂いたところでございます。

こちら島根県に確認したところ、まず、先ほども言いましたけど、航空隊員10名で運航しておるという状況でございます。夜間運航するためには毎日2名を当直させなければいけないということで、その2名が当直の翌日も勤務を行うなど、かなり余裕のない体制が続いておって、勤務編成に大変苦労していると伺っております。

そして、二つ目が離島だけではなく、本土での夜間運航もしておるのですが、単に陸路の救急車で運ぶよりヘリで運んだほうが速いというような理由での要請が散見されるという課題があり、また、隠岐諸島からの夜間搬送についても、ヘリで搬送するほどの症状ではない方の要請が散見されるという課題もあると伺っております。

また、ヘリは年間の飛行時間がある程度決めて運航しておるわけなんですけど、島根県は300時間までと設定して運航しており、先ほど申しました軽症患者でありますとか、陸路よりただ単純に速いからというような要請や夜間の搬送に値しないような案件が散見されることが影響し、飛行時間が圧迫され、航空隊の訓練時間の減少などの影響があるという課題があると伺っております。

ドクターヘリの夜間運航が実現すれば、防災ヘリの負担軽減につながるのかなと考えておるところですが、まだまだ夜間運航できるような状態にはなっていないという課題があると島根県からは伺っておるところでございます。

古野副委員長

これまた、大変詳しく、ありがとうございます。

先月24日に関西広域連合の議会がありまして、仁木議員がドクターヘリの夜間運航に関して質問されて、後藤田知事が対応されておりました。研究をこれから始めていこうかということでございます。

私も、有人の離島であったり、山間の極端なへき地であったり、必要性はあるかなという思いの中で、いろいろ方法を聞いたり、見たりさせていただきますと、昨年こういう報告が出ているんです。認定NPO法人救急ヘリ病院ネットワークってところが、ドクターヘリの夜間運航に関する調査委員会報告書ということで、国内外の現在過去の事例を含めて、いかに夜間運航のハードルが高いか、現実的でないとの報告書が出ておって、過去に運用したところも諦めて途中でリタイアしたってことを聞いています。

その中であっても、私もずっとドクターヘリばかり見ていて、まして防災ヘリがこういう活動をされているとよく存じ上げずに林課長にお聞きをしたのです。

ちょうど徳島県と人口規模がほとんど同じで、徳島県より5万人ほど少ない島根県がこうやって運航を続けられた。

平成6年から始まって、今年でちょうど丸30年目になるんです。一度も大きな事故が起きていないということできているということだったんですけど、見てみますと、先ほど課長がおっしゃられた分にプラスして、平成6年から令和2年まで27年間の夜間運航、これは、おっしゃったように海保も全部込みで576回、最近増えているんですけど年平均21回、おおむね17日に1回という平均で飛ばれているんです。8、9割でこの防災ヘリが飛ばれているということなんです。

特に、先ほど課長もおっしゃったように、最近ここ数年間は隠岐諸島との行き来だけでなく、益田だったり、浜田だったりという、本土との行き来が始まっているということで、運用の幅が広がっていつている、多分、熟練の度合いが上がってきているのでしょうけど、今回こういうふうに、せっかく調べていただいたので、今回以降も調査研究を進めていただいて、実現できるか、実現できないかということをして、こういうことを知っていくというのは、徳島県が置かれた立場の中でも私は必要だろうと思うんです。

今、具現化できるということでもなくとも将来に向けて布石を打つためには、必ずこういう必要性が発生するだろうと思うので、熱心に研究を進めていただきたいと思います。質問を終わります。

山西委員長

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは、これをもって質疑を終わります。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

危機管理環境部関係の付託議案は、これを原案のとおり可決すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

御異議なしと認めます。

よって、危機管理環境部関係の付託議案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

【議案の審査結果】

原案のとおり可決すべきもの(簡易採決)

議案第2号、議案第5号、議案第6号

以上で危機管理環境部関係の審査を終わります。

これをもって、本日の県土整備委員会を閉会いたします。(14時08分)